

## ■協議第17号 使用料・手数料等の取扱い(その2)について

施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。

手数料については、住民の「体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。

ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。

委員 福祉保健センターあるいは住宅の駐車場の使用料等では、当分の間とあるが、当分の間とは、何年ぐらいなたるまでの間というと見え方をしている。

## ■事務局 当分の間とは、新市に行した場合に調整が必要

電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。

1 合併時に電算システムを統一する。

2 合併前に情報通信基盤(ネ

ットワーク)の整備を図る。

## 新規提案事項

### □協議第19号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。

周桑病院企業団については、

合併の日の前日をもって解散し、その事務財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。

西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。

東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

愛媛県町村議会議員公務災害補償組合・愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

愛媛県消防団員等灾害補償退職補償金組合・愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入す

るものとする。

## □協議第20号 使用料・手数料等の取扱い(その3)について

施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。

周桑病院企業団については、

合併の日の前日をもって解散し、その事務財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。

西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

愛媛県町村議会議員公務災害補償組合・愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

愛媛県消防団員等灾害補償退職補償金組合・愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入す

## 一般家庭用ごみ袋配付

### 1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次

の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例によ

る。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の

無償配付については、合併時に配付基準を統一する。

(1)可燃ごみ袋は、1世帯大1枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。

(2)不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。

(3)粗大ごみ袋等の配付手数料10枚とする。

2 指定ごみ袋等の取扱い

等の取扱い(その1)について

公共的団体等の取扱いにつ

ては、新市の「一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。

□協議第22号 補助金・交付金等の取扱い(その1)について

補助金・交付金等(団体運営補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公

益性の観点から検討し、次のよ

うに調整するものとする。

1 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団

体の理解と協力を得て、統一

の方向で調整する。

2 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。

3 整理統合できる補助金等につ

いては、統合又は廃止の方

向で調整する。

□協議第23号 環境衛生関係の取扱いについて

は、合併時に新市に拡大する。

3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。

### □協議第24号 広報広聴関係の取扱いについて

1 広報紙の発行については、現行のとおりの手法で新市において発行する。

2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。

3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。

4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。

5 市勢要覧については、新市において作成する。

6 広聴事業については、合併時に調整する。

7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。

8 CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。